

(設置)

第1条 市民の学習、保育、休養、集会等の用に供するため、千歳市共同利用施設（以下「会館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
千歳市東雲会館	千歳市東雲町1丁目10番地
千歳市末広会館	千歳市末広8丁目6番5号
千歳市支笏湖市民センター	千歳市支笏湖温泉3番地

(開館時間及び休館日)

第3条 会館の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、臨時に開館時間を延長し、又は短縮することができる。

2 会館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、休館日に開館し、又は開館日に休館することができる。

(1) 毎週月曜日

(2) 12月29日から翌年1月3日まで

(使用の承認)

第4条 会館を使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をする場合において、会館の管理運営上必要があると認めるときは、その使用について条件を付すことができる。

(使用の不承認)

第5条 市長は、次の各号の一に該当するときは、会館の使用を承認してはならない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 建物、附属設備又は備付物品を破損し、汚損し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) その他会館の管理運営上支障があるとき。

(目的外使用等の禁止)

第6条 第4条第1項の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、承認を受けた目的以外に会館を使用し、その全部若しくは一部を転貸し、又はその権利を他に譲渡してはならない。

(使用料)

第7条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 附属設備及び備付物品の使用料は、規則で定める。

3 前2項の使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

4 市長は、特に必要があると認めるときは、第1項及び第2項の使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(特別な設備等の制限)

第9条 使用者は、会館の使用に当たり特別な設備をし、又は既存の設備を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(承認の取消し等)

第10条 市長は、次の各号の一に該当するときは、第4条第1項の承認を取り消し、若しくは使用の停止を命じ、又は承認の条件を変更することができる。

(1) 使用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。

(2) 使用者が偽りその他不正な手段により第4条第1項の承認を受けたとき。

(3) 使用者が第4条第2項に規定する承認の条件に違反したとき。

(4) 第5条各号の一に該当することとなったとき。

(5) 公益上やむを得ない事由が発生したとき。

(原状回復の義務)

第11条 使用者は、会館の使用を終了したとき、又は前条の規定により承認を取り消され、若しくは使用の停止を命ぜられたときは、直ちにその使用場所を原状に回復しなければならない。

2 市長は、使用者が前項の義務を履行しないときは、これを代行し、その費用を使用者から徴収することができる。

(損害賠償の義務)

第12条 使用者は、会館の使用により建物、附属設備又は備付物品を破損し、汚損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がその者の責めに帰すことができない理由があると認めるときは、この限りでない。

(販売行為等の禁止)

第13条 市長の承認を受けた者以外は、会館及びその敷地内において、物品の販売、寄附の要請その他これらに類する行為をしてはならない。

(指定管理者による管理)

第14条 会館の管理は、市長が指定する指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に会館の管理を行わせる場合にあつては、第3条中「市長が必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者が必要があると認めるときは、市長の承認を得て」と、第4条、第5条、第9条、第10条及び前条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(指定管理者が行う業務)

第15条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 会館の使用の承認に関する業務

(2) 会館の建物、附属設備及び備付物品の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、会館の運営に関する事務のうち市長が定める業務

(指定管理者の管理の期間)

第16条 指定管理者が会館の管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から起算して5年の間とする。ただし、再指定を妨げない。

(利用料金)

第17条 市長は、法第244条の2第8項の規定に基づき、指定管理者に会館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。この場合において、使用者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

2 利用料金の額は、第7条第1項及び第2項の規定による使用料の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

3 利用料金は、前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

4 指定管理者は、市長があらかじめ定めた基準に従い、利用料金を減免することができる。

5 指定管理者は、市長が別に定める場合に限り、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

6 第7条及び第8条の規定は、第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として收受させる場合には、適用しない。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。